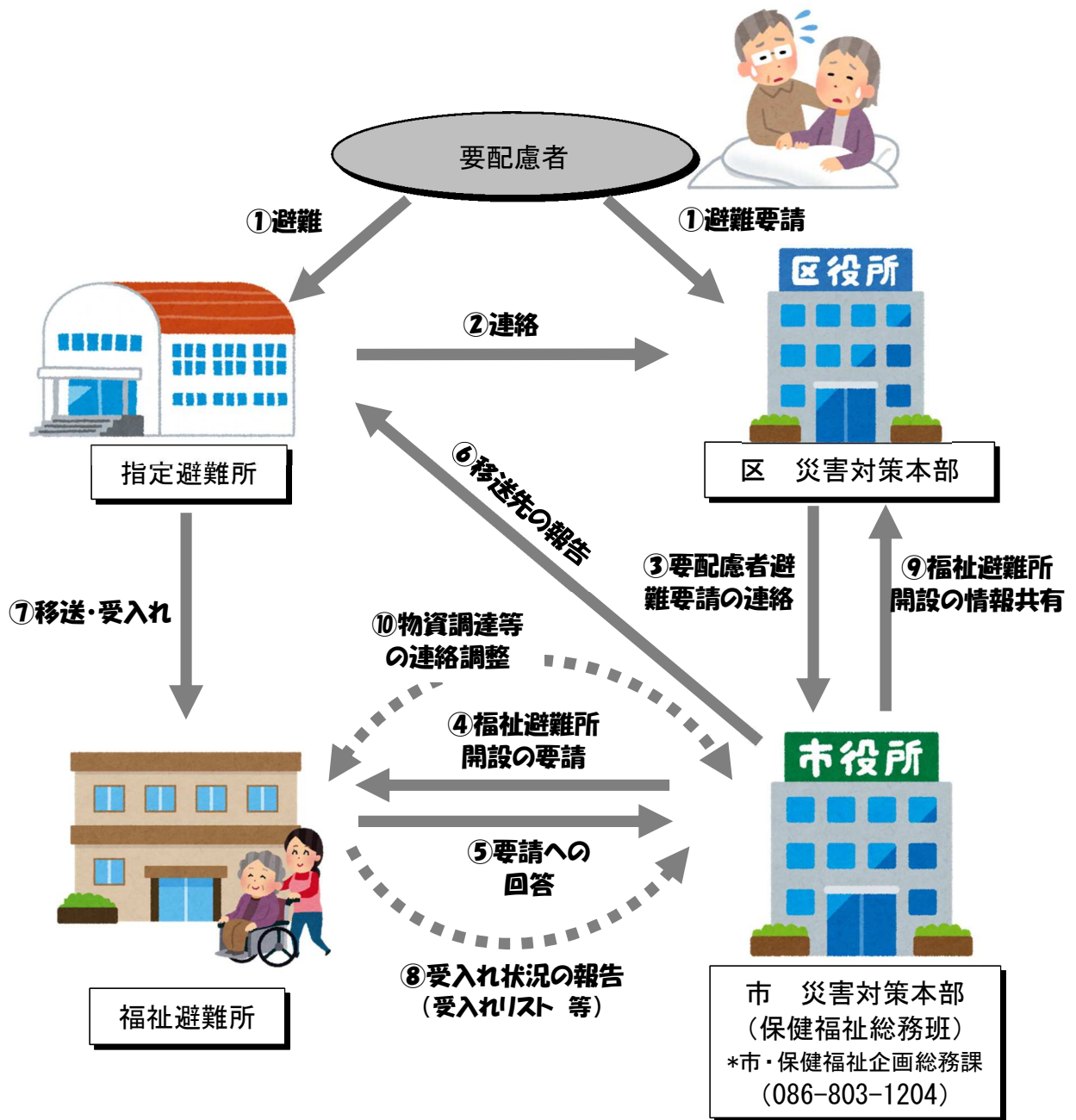


(4) イメージ図（福祉避難所への要配慮者受入れの基本的な流れ）



【注意】

大規模災害時の混乱を避けるため、要配慮者が直接福祉避難所に避難しないよう、周知に努めてください。もし、要配慮者が直接福祉避難所に避難して来られた場合は、要配慮者の状況、施設側の受入れ体制等を勘案し、必要に応じて可能な範囲でご対応いただき、受入れ状況について保健福祉総務班までご連絡ください。

（特別な配慮を必要としない方については、一般の指定避難所への避難をご案内ください。また受入れ体制が整わない場合は、受入れをお断りし、市災害対策本部へ連絡するよう伝えてください。）